

令和2・3年度 業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）実施要領

令和2年10月1日制定

令和3年4月1日改正

一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益財団法人東京しごと財団が実施する「業界別人材確保支援事業（団体独自取組支援）」に係る助成金については、東ト協が定める「業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）実施要綱」に基づき、下記のとおり実施する。

1. 事業の趣旨

ドライバー不足を緩和する新たな取り組みとして、更なる人材確保力の向上を図るため、会員事業者が、大型免許・中型免許（限定解除を含む）・準中型免許（限定解除を含む）、大型特殊免許又は牽引免許を取得させた際の教習費用の一部を助成する。

2. 実施期間

令和2年10月1日～令和4年3月10日

※上記期間内に都道府県公安委員会指定自動車教習所に入校申込を行い、卒業証明書または技能審査合格証明書の発行を受け、免許を取得したものを助成対象とする。

※申請書類の受付は、令和4年3月25日を締切とする。

※上記期間内であっても、助成金上限額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

東ト協会員事業者の中小企業者であって、会費の滞納が無い事業者を対象とする。なお、ここでいう中小企業者とは下記のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

(2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象ドライバー

東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事するドライバー

※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和2年度中）に、準中型免許を取得した場合も対象とする。

5. 助成額（上限額）

教習費用の1/2を上限として助成する

※教習費用に消費税は含まない。

※教習時間の超過による延長料金は除く。

※現金・クレジットカードでの支払いは対象外とする。

※仮免許交付・申請料は除く。

※合宿教習に伴う食事代は除く。

※合宿教習に伴う食事代が教習料金とセットになっており、食事代の金額が算出不可能な場合
については、税抜き費用から10,000円を減額することとする。

※端数は100円単位で切り上げとする。

※国及び関係団体等から補助金が交付された場合には、助成金を交付しない。

※東ト協が実施する免許取得助成事業との併用は可能とする。

6. 提出書類

①「業界別人材確保支援事業助成金交付申請書」（様式1）

② 指定教習所発行の会員事業者宛の領収書（写）（必ず取得した免許の種類を明記すること）

③ 運転免許証の写し（両面）

④ 健康保険証の写し（両面）※必ず被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと

⑤ 在籍証明

（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1点（写））

⑥ 中小企業者であることが確認できる書類（写）

（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）

以上